



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ  
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会  
 鳥取市若葉台南1-17  
 TEL(0857)52-7300 FAX 52-7311  
 編集責任者 村澤幸二

## 2024年4月から 建設業・自動車運転者・医師の 時間外労働の上限規制が 適用されます！

### ～36協定届新様式のご案内～

建設業・自動車運転者・医師については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、2024年4月1日から適用されます。それに伴い、時間外労働及び休日労働に関する協定届（36協定届）の様式も変わります。

### 2024年4月からの36協定届の様式について

※限度時間：月45時間・年360時間（対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制が適用される場合は月42時間・年320時間）

#### 1 建設業

- (1) 限度時間超の時間外・休日労働の見込みなし
  - ① 災害時の復旧・復興の対応の見込みなし  
→様式第9号
  - ② 災害時の復旧・復興の対応の見込みあり  
→様式第9号の3の2
- (2) 限度時間超の時間外・休日労働の見込みあり
  - ① 災害時の復旧・復興の対応の見込みなし  
→様式第9号の2
  - ② 災害時の復旧・復興の対応の見込みあり  
→様式第9号の3の3

#### 2 自動車運転者

- (1) 限度時間超の時間外・休日労働の見込みなし  
→様式第9号の3の4
- (2) 限度時間超の時間外・休日労働の見込みあり  
→様式第9号の3の5

#### 3 医師

- (1) 限度時間超の時間外・休日労働の見込みなし  
→様式第9号の4
- (2) 限度時間超の時間外・休日労働の見込みあり  
→様式第9号の5

様式のダウンロードは厚生労働省ホームページから行うことができます。

検索ワード：「労働基準関係主要様式」

なお、36協定届において、「労働保険番号」「法人番号」の記載もお忘れなきようお願いいたします。

詳しくは、各地区の労働基準監督署にお問い合わせください。



令和6年度  
 技能講習、特別教育・各種講習の開催は  
 ホームページ(<http://www.tottori-rouki.or.jp>)  
 をご覧ください。

「鳥取県労働基準協会」で検索

検索

トップページの「技能講習」「特別教育・各種講習」をクリック

クリック

## 転倒・腰痛等予防対策セミナーを開催しました

鳥取労働局では、近年多発する転倒災害、腰痛等の「行動災害」を防止するための各事業場における取組の一助となることを期して、鳥取産業保健総合支援センター、鳥取県介護施設+Safe協議会及び鳥取県小売業+Safe協議会の共催により、「転倒・腰痛等予防セミナー」を令和6年2月5日に会場とインターネットによるライブ配信の併用により開催しました。



健康運動指導士澤氏による  
実例を交えた転倒・腰痛  
予防対策に関する講演



黒沢所長による  
フレイル予防に関する講演

同セミナーにおいては、「行動災害」を中心とした労働災害防止対策に関する取組事例を、社会福祉施設こうほうえん健康対策室室長 廣江美穂 氏及び株式会社丸合管理本部部長 門脇修 氏から、各事業場で取り組まれている事例を数多く、写真等を用いてわかりやすく発表いただきました。

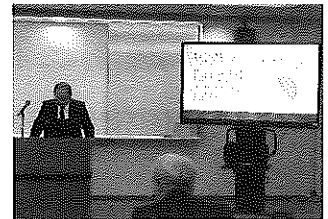
また、鳥取産業保健総合支援センターの健康運動指導士である 澤晶子 氏により、転倒・腰痛予防対策について、仕事の合間でも簡単に行えるストレッチの実演を交えて講演いただき、同センター所長で鳥取大学医学部名誉教授の 黒沢洋一 氏からは、「行動災害」を特に起こしやすい高齢労働者を重点とした労働災害防止対策（エイジフレンドリー）の観点からのフレイル予防について講演いただきました。

本セミナーを通して、「行動災害」防止の実例に触れ、また、ストレッチを実際に行うことでその効果を実感することができ、受講された方にとって、各事業場における「行動災害」防止対策の導入に資するものになったと思われま

鳥取労働局では、各事業場が自主的な安全衛生対策を推進するために役立つ講習会等の企画を今後も行っていきます。



社会福祉法人こうほうえん  
廣江氏による事例発表



株式会社丸合門脇氏による  
事例発表

## 同一労働同一賃金の自社の対応状況がWEBでチェックできます！

今般、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の格差の是正に向けて、同一労働・同一賃金制について、労働基準監督署による調査結果を踏まえ、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業等について、文書で指導を行い、経営者に対応を求めるなど、その施行を徹底する」こととされたところです。

正社員と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差を是正するために、同一労働同一賃金の遵守を徹底していくことが必要不可欠です。

パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツールでは、同一労働同一賃金への対応などについて、貴社の取組状況を点検し、パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善に向けて、どのように取り組むべきかをWEBで確認することができます。

本チェックツールをご活用いただき、貴社のすべてのパートタイム労働者・有期雇用労働者の待遇改善に向けた取組を進め、魅力ある企業をめざしましょう。

ご不明な点がございましたら、鳥取労働局雇用環境・均等室(0857-29-1709)までお尋ねください。



パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/shindan2/>

## 雇用契約の更新にあたり妊娠・出産を理由に雇い止めすることはできません

3月から4月にかけて労働契約の更新を行う事業所が多くありますが、その際に妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは法律で禁止されています。

①妊娠・出産・育児休業・介護休業等の理由とは次のようなものです。

・妊娠した、出産した ・妊婦検診で仕事を休んだ ・つわりや切迫流産で仕事を休んだ ・産前、産後休業をとった ・育児休業、介護休業をとった など

②不利益取扱いとは次のようなものです。

・解雇する ・契約を更新しない ・パートになれと強要する ・降格する、減給する ・通常あり得ないような配置転換をする など

上記以外でも該当する場合があります。また、上司や同僚がこのような取扱いを示唆するような言動を行う場合は「妊娠・出産・育児休業・介護休業に関するハラスメント」になりますので、事業主は防止措置を講じる必要があります。法に沿った適切な取り扱いをお願いします。

お問合せ 鳥取労働局雇用環境・均等室 0857-29-1709

# 労働保険料算出に用いる労災保険率の改定等を行います!

～改正省令を令和6年4月1日に施行～

**【改定のポイント】**

1. 労災保険率を業種平均で0.1/1000引き下げます  
(4.5/1000 → 4.4/1000)。  
全54業種中、引下げとなるのが17業種、引上げとなるのが3業種です。
2. 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定します。  
全25区分中、引下げとなるのが5区分です。
3. 請負による建設の事業に係る労務費率(請負金額に対する賃金総額の割合)を改定します。

※お問い合わせについては、鳥取労働局総務部労働保険徴収室(☎0857-29-1702)又は最寄りの労働基準監督署にご連絡ください。

## 労災保険率及び第一種特別加入保険料率

(単位: 1/1,000)

業種	現行	改定	変化	業種	現行	改定	変化
林業	60	52	↓	金属材料品製造業	5.5	5	↓
海面漁業	18	18		鋳物業	16	16	
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	37	↓	金属製品製造業又は金属加工業	10	9	↓
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88		洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5	
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	13	↓	めつき業	7	6.5	↓
原油又は天然ガス鉱業	2.5	2.5		機械器具製造業	5	5	
採石業	49	37	↓	電気機械器具製造業	2.5	3	↑
その他の鉱業	26	26		輸送用機械器具製造業	4	4	
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	34	↓	船舶製造又は修理業	23	23	
道路新設事業	11	11		計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	
舗装工事業	9	9		貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	
鉄道又は軌道新設事業	9	9		その他の製造業	6.5	6	↓
建築事業	9.5	9.5		交通運輸事業	4	4	
既設建築物設備工事業	12	12		貨物取扱事業	9	8.5	↓
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6	↓	港湾貨物取扱事業	9	9	
その他の建設事業	15	15		港湾荷役業	13	12	↓
食料品製造業	6	5.5	↓	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4		船舶所有者の事業	47	42	↓
木材又は木製品製造業	14	13	↓	農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	
パルプ又は紙製造業	6.5	7	↑	清掃、火葬又はと畜の事業	13	13	
印刷又は製本業	3.5	3.5		ビルメンテナンス業	5.5	6	↑
化学工業	4.5	4.5		倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	6.5	
ガラス又はセメント製造業	6	6		通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	
コンクリート製造業	13	13		卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3	
陶磁器製品製造業	18	17	↓	金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	
その他の窯業又は土石製品製造業	26	23	↓	その他の各種事業	3	3	
金属精錬業	6.5	6.5					
非鉄金属精錬業	7	7					

## 労務費率

業種	現行	改定	変化	業種	現行	改定	変化
水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%		既設建築物設備工事業	23%	23%	
道路新設事業	19%	19%		機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付け その他のもの	38%	38%
舗装工事業	17%	17%				21%	21%
鉄道又は軌道新設事業	24%	19%	↓	その他の建設事業	24%	23%	↓
建築事業	23%	23%					

# 特別加入保険料率

一人親方等の保険料率(第二種特別加入保険料率)

(単位: 1/1,000)

	現行	改定	変化
特1 個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業	12	11	↘
特2 建設業の一人親方	18	17	↘
特3 漁船による自営業者	45	45	
特4 林業の一人親方	52	52	
特5 医薬品の配置販売業者	7	6	↘
特6 再生資源取扱業者	14	14	
特7 船員法第一条に規定する船員が行う事業	48	48	
特8 柔道整復師	3	3	
特9 創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者	3	3	
特10 あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師	3	3	
特11 歯科技工士	3	3	
特12 指定農業機械作業従事者	3	3	
特13 職場適応訓練受講者	3	3	
特14 金属等の加工、洋食器加工作業	15	14	↘
特15 履物等の加工の作業	6	5	↘
特16 陶磁器製造の作業	17	17	
特17 動力機械による作業	3	3	
特18 仏壇、食器の加工の作業	18	18	
特19 事業主団体等委託訓練従事者	3	3	
特20 特定農作業従事者	9	9	
特21 労働組合等常勤役員	3	3	
特22 介護作業従事者及び家事支援従事者	5	5	
特23 芸能関係作業従事者	3	3	
特24 アニメーション制作作業従事者	3	3	
特25 情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	3	3	

海外労働者(第三種特別加入保険料率)

(単位: 1/1,000)

	現行	改定	変化
海外で行われる事業に派遣される労働者等	3	3	

## 労働安全衛生関係

# 免許試験日程(学科)

令和6年4月から令和6年9月までの試験日程は次の通りです。  
受験資格については  
中国四国安全衛生技術センター

〒721-0955 福山市新涯町2-29-36

電話084-954-4661

に照会して下さい。

試験の種類	試験月							試験開始時刻	試験終了時刻
	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
特級ボイラー技士							10:00	16:10	
一級ボイラー技士			5			5	12:30	16:30	
二級ボイラー技士	10	30	13	10	7	26	13:30	16:30	
★特別ボイラー溶接士					27		13:30	16:00	
★普通ボイラー溶接士					27		13:30	16:00	
ボイラー整備士			12				13:30	16:00	
★クレーン・ 運転士	限定なし	18	17	19	23	20	11	13:30	16:00
	クレーン限定	18	17	19	2	20	11	13:30	16:00
	床上運転式限定	18						13:30	16:00
	限定免許解除試験							13:30	※
★移動式クレーン運転士			23		4		4	13:30	16:00
★揚貨装置運転士	12							13:30	16:00
発破技士								13:30	15:30
ガス溶接作業主任者			6					13:30	16:30
林業架線作業主任者			6					13:30	16:30
第一種衛生管理者	5	14	18	3	16	10		13:30	16:30
	22	28		25					
第二種衛生管理者	5	14	18	3	16	10		13:30	16:30
	22	28		25					
高圧室内作業主任者								12:30	16:30
エックス線作業主任者				9		18		12:30	16:30
ガンマ線透過写真 撮影作業主任者								12:30	16:30
潜水士	16			17		25		12:30	16:30

①★印の試験は学科試験合格後、実技試験を実施します。  
②※限定免許解除試験でクレーン限定解除試験(床上運転式限定解除試験を含む)の終了時刻は14:45です。また、デリック限定解除試験の終了時刻は15:30です。

# 令和6年度各種技能講習等実施計画

技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

区分	玉掛 (1t以上のクレーン等の玉掛け) (学科2~1.5日・実技1日) 受講料25,905~23,705円	ガス溶接 (金属の溶接・切断・加熱) (学科1日・実技1日) 受講料 14,080円	フォークリフト運転 (最大荷重1t以上) (学科1日・実技3日) 受講料 34,650円	小型移動式クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満) (学科2~1.5日・実技1日) 受講料28,105~24,805円	床上操作式クレーン運転 (つり上げ荷重5t以上) (学科2~1.5日・実技1日) 受講料28,105~24,805円
案内	3月上旬 ①②③④ 7月 ⑤⑥⑦⑧	3月上旬	3月上旬 ①②③④ 7月 ⑤⑥⑦	3月上旬	3月上旬
4月	①鳥:学科 4(木)・5(金) 実技 8(月)~19(金) ②米:学科 22(月)・23(火) 実技 25(木)~5/1(木)		①倉:学科 8(月) 実技 11(木)~24(木) 大特 10(木)		
5月	③倉:学科 7(火)・8(水) 実技 9(木)~18(土)		②米:学科 1(木) 実技 7(火)~25(土)	①鳥:学科 20(月)・21(火) 実技 23(木)~6/4(火)	
6月			③鳥:学科 10(月) 実技 12(木)~29(土)	②米:学科 12(木)・13(木) 実技 18(火)~28(金)	
7月	④倉:学科 2(火)・3(水) 実技 4(木)~16(火)	①米:学科 31(木) 実技 8/2(金)~8(木) (学生含む)	④米:学科 1(月) 実技 3(火)~20(土)		米:学科 24(木)・25(木) 実技 29(月)~8/9(金)
8月	⑤鳥:学科 26(火)・27(水) 実技 28(木)~9/7(土)	②鳥:学科 16(金) 実技 19(月)~23(金) (学生含む)			
9月			⑤鳥:学科 9(月) 実技 11(木)~30(月)	③倉:学科 10(木)・11(木) 実技 13(金)~30(月)	
10月	⑥米:学科 2(火)・3(水) 実技 7(月)~18(金) ⑦倉:学科 16(木)・17(木) 実技 19(土)~25(金)				
11月			⑥倉:学科 7(木) 実技 13(木)~28(木) 大特 11(月)・12(火)	④米:学科 11(月)・12(火) 実技 14(木)~27(木)	
12月		③倉:学科 10(火) 実技 12(木)~16(月) (学生含む)	⑦米:学科 2(月) 実技 4(火)~24(火)		
R7	⑧米:学科 1/16(木)・17(金) 実技 1/20(月)~24(金)				

作業主任者技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

区分	酸素欠乏・ 硫化水素危険 (学科2日・実技1日) 受講料 18,810円	有機溶剤 (学科2日) 受講料 15,180円	特定化学物質・ 四アルキル鉛等 (学科2日) 受講料 15,180円	石綿 (学科2日) 受講料 14,080円	乾燥設備 (学科2日) 受講料 17,050円	プレス機械 (学科2日) 受講料 16,940円	金属アーク 溶接等限定 (学科1日) 受講料 12,870円
案内	3月上旬	3月上旬	3月上旬	3月上旬	3月上旬	3月上旬	3月上旬
月	①倉:学科 4/2(木)・3(木) 実技 4/4(木)~6(土)	①倉:学科 7/17(木) 18(木)	①倉:学科 6/5(木) 6(木)	①倉:学科 6/3(月) 4(火)	倉:学科 1/22(木) 23(木)	倉:学科 8/19(月) 20(火)	倉:学科 ①5/30(木)
日	②倉:学科 10/29(火)・30(水) 実技 11/2(土)~6(木)	②倉:学科 1/7(火) 8(火)	②倉:学科 12/25(木) 26(木)	②倉:学科 9/2(月) 3(火)			②8/22(木) ③2/4(火)

※実施日の鳥、倉、米はそれぞれ鳥取市内、倉吉市内、米子市内で実施することを示します。

※日程、会場等変更する場合がありますので、当協会ホームページ(<http://www.totori-rouki.or.jp/>)等で確認してください。

## 免許試験準備講習・実技教習

第一種・第二種衛生管理者 受講料22,440円~17,270円
案内 6月ホームページ
学科 7/22(月)・23(火)
会場 倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)
クレーン運転実技教習(随時) 受講料 81,400円
会場 ポリテクセンター米子

## 鳥取地区免許試験

- 第一種衛生管理者、第二種衛生管理者  
クレーン・デリック運転士(クレーン限定)
  - 一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、ボイラー整備士  
日 時: 令和6年10月5日(土)  
場 所: 倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)  
受 付: 窓口 当協会へお問い合わせください  
郵送 当協会へお問い合わせください  
(当協会、中部支部、西部支部)
- ※(2)のボイラー関係の受付は当協会のみ

# 東部支部だより

## フォークリフトの 作業計画の作成について

フォークリフトは工場や倉庫等で重量物の運搬、荷役作業に使用される汎用性の高い「車両系荷役運搬機械」ですが、反面、フォークリフトと作業者との接触、フォークリフトの転倒、荷の落下等による危険がある機械でもあります。

フォークリフトの災害は全国でも多く発生しており、鳥取県内でも、作業者との接触等による重篤な災害が発生しています。安全に作業を行うため、事前に作業方法を検討して、作業計画を定めましょう。

労働安全衛生規則では、事業者は、フォークリフトを用いて作業を行う際は、作業を行う場所、フォークリフトの種類や能力、荷物の重量、形状などに応じた適切な作業計画を定めるとともに、関係労働者に周知すること等を定めています。作業計画には、フォークリフトの運行経路や作業の方法が示されているものでなければならないとされています。

作業員との混在作業、路肩・傾斜地や狭隘な場所での作業では、フォークリフトによる危険を防止するための対策を定めた作業計画の作成が必要不可欠です。

鳥取労働基準監督署ではフォークリフトの作業計画作成の際の留意点、作成例等を記載した下記リーフレットを作成し、周知しています。

また、鳥取労働局のHPには、皆様がフォークリフトの作業計画を作成する際に、活用できるWord等の様式、記載例を掲載しております。

様式、記載例のダウンロードは、  
こちら(鳥取労働局HP)から →

下記リーフレットは、鳥取労働基準監督署窓口でございます。

フォークリフトを使った作業については、実際の作業に適応した作業計画をしっかりと定め、安全に作業を行いましょう。



## 安全祈願祭

東部支部は、令和6年1月29日に宇倍神社において安全祈願祭を行いました。

支部長、副支部長と事務局職員が出席し、会員の皆様の安全と繁栄を祈願いたしました。



(左)内田副支部長(中央)岡田支部長(右)安東副支部長

## 定期会員会議のご案内

東部支部の令和6年度定期会員会議を開催いたしますので、会員事業場の皆様のご出席をお願いいたします。

(同封しております用紙により出欠の回答をお願いいたします。)

○日時:令和6年4月23日(火) 15:00~17:15

○場所:白兔会館(鳥取市末広温泉町556)

会議終了後、意見交換会(参加費無料)を開催します。

## 特別教育・講習等実施計画

東部支部では、令和6年度も特別教育・講習等を実施いたしますので、関係する教育等の受講をお願いいたします。(4月~6月開催分)

○新入社員安全衛生教育(職場のマナー含む) 4月26日

○安全管理者選任時研修 5月9日~10日

○熱中症予防労働衛生教育 5月23日

○化学物質管理者講習に準ずる講習 5月29日

○5t未満クレーン運転業務特別教育 6月14日~15日

○職長・安全衛生責任者教育 6月20日~21日

○安全管理者等安全担当者研修 6月25日

**フォークリフトを使用する事業者の皆さま**

フォークリフトは荷役作業に使用される装置に属する「車両系荷役運搬機械」ですが、工場内、倉庫内、ヤード等の狭い場所や凹凸のある場所で走行、作業するケースがあります。フォークリフトと作業者の接触、フォークリフトの転倒、転落等の危険を防止し、安全な作業を行うため、事前に作業方法を検討して作業計画を定めましょう。

**作業計画作成の留意点** (労働安全衛生規則第151条の3)

- 1 フォークリフトを用いて作業を行うときは、あらかじめ、「当該作業計画に係る場所の広さ及び地形」「フォークリフトの仕様及び能力」「荷物の種類及び形状」等に適合する作業計画を定め、かつ当該作業計画により作業を行うこと。
- 2 作業計画には次の事項が示されていること。  
「フォークリフトの運行経路」「フォークリフトによる作業の方法」
- 3 作業計画を定めるときは、関係労働者に周知すること。

**こんな労働災害が起きています** (例: 労働安全衛生法第151条の3)

フォークリフトにバレットを前方が見えなくなる程度に積り荷物を載せたとき、フォークリフトが倒壊したとき、走行中歩行者の足元に接触し負傷させた。(1)歩行者が倒壊した。(2)歩行者が倒壊した。

厚生労働省・鳥取労働基準監督署 (R6.10)

# 西部支部だより

## 『新年安全祈願祭』

令和6年1月16日(火)11時から「勝田神社」におきまして、米子地区建設業労働災害防止協議会(米子地区建災防)と合同で『新年安全祈願祭』が執り行われました。

当日は、西部支部から永東支部長、森安副支部長、太田副支部長、各幹事及び、米子地区建災防から石田会長をはじめ各役員が出席されました。

西部支部 永東支部長、米子地区建災防 石田会長がそれぞれ玉ぐしを奉奠され、会員事業場皆様の無事故・無災害及び事業の繁栄を祈願しました。

『新年安全祈願祭』のご報告とともに、西部支部会員事業場の皆様方の健康・安全・開運、ご多幸をお祈り申し上げます。



## 令和5年度 労務管理研修会を開催

令和6年2月7日(水)、米子食品会館において「労務管理研修会」を開催しました。研修会は第一部を米子労働基準監督署 國政署長、白石監督課長による講演、第二部を木村社会保険労務士による講演の二部構成で行いました。

第一部では、最初に、國政署長があいさつと、「相談状況から見た労務管理の留意点」と題して講演され、令和4年の米子労働基準監督署への相談状況から、相談者種別(使用者、労働者の別)、業種、就労形態、内容等に分けた統計結果を分析し、相談件数の多い「年次有給休暇」、「自己都合退職」、「時間外労働」などの事例と注意するポイントについて解説されました。

次に、白石監督課長が「労働災害防止対策の更なる推進について」と題して講演され、安全対策の優先順位に係る工学的対策(物の改善)と管理的対策(人の改善)の意味及び違いについて具体例により説明された後、安全衛生教育を活発化させるための目的として、知識を身につけ、意識を高揚させることが重要であり、管理者に求められる具体的な対策について解説されました。また、安全知識として、腰痛対策(作業姿勢・腰痛体操)、転倒の防止対策(物及び人の改善)について説明されました。

第二部では、木村社会保険労務士が、「就業規則と労働問題への対応」と題して講演され、就業規則の意義について、労使間のトラブルが生じないようにしておくため就業規則の定めが重要であること。そして、労働問題への具体的な対応について、特にパワーハラスメントの定義と指導上の注意事項、メンタルヘルス対策の重要性、恒常的な長時間労働がある場合の精神障害に係る労災認定基準等について解説されました。

## 令和6年度講習会予定表(4月～6月分)

月 日	時 間	行事名及び講習会名	会 場
5月9日(木)	9:00～17:00	雇い入れ時の安全衛生教育(ビジネスマナー教育含む)	米子食品会館
5月13日(月)	8:30～17:00	アーク溶接等業務特別教育(学科)	ポリテクセンター米子
5月14日(火)	8:30～12:00	〃(学科)	
5月14日(火)	13:00～17:00	〃(実技)	
5月15日(水)	9:00～16:00	〃(実技)	
5月16日(木)	9:00～17:00	〃(実技)	
5月17日(金)	9:00～12:00	〃(実技)	
5月22日(水)	9:00～16:00	足場の組立て等業務特別教育 第1回	米子食品会館
5月29日(水)	13:30～17:00	熱中症予防労働衛生教育	米子食品会館
6月5日(水)	9:00～17:00	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育(学科・実技) 第1回	米子食品会館
6月6日(木)	9:00～17:00	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育(学科・実技) 第2回	
6月12日(水)	9:00～16:00	5t未満クレーン運転業務特別教育(学科)	米子食品会館
6月13日(木)	9:00～12:00	〃(学科)	
6月16日(日)	8:30～17:00	〃(実技)	
6月25日(火)	13:30～17:00	安全管理者等安全担当者研修	米子食品会館

※申込書等のご案内は、当協会ホームページにて実施日の約2～1ヶ月前に掲載いたします。

※お問い合わせ (一社)鳥取県労働基準協会西部支部 電話 0859-34-5876  
米子市東町11 メゾン東町ビル2F FAX 0859-34-6877



# 中部支部だより

## 令和 6 年の「安全祈願祭」

中部支部は、本年も「安全祈願祭」を令和 6 年 1 月 16 日(火)賀茂神社(倉吉市葵町)において行いました。当日は、会員事業場の無災害及び事業繁栄を祈願するため、行壽啓之副支部長をはじめ、幹事並びに事務局長ら支部役職員 18 名が出席し、本年の安全を祈願しました。中部支部会員事業場の皆様方の無事故・無災害と事業の繁栄をお祈り申し上げます。



## 令和 6 年度 安全衛生教育等講習会のご案内

中部支部では、次のとおり各種の安全衛生教育や研修会等を予定しております。

- ① 雇い入れ時の安全衛生教育(ビジネスマナー含む)  
4月23日(火)
- ② 安全衛生推進者養成講習(2日間)  
5月15日(水)・16日(木)
- ③ 熱中症予防労働衛生教育  
5月28日(火)
- ④ フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育  
5月30日(木)
- ⑤ 巻上げ機運転業務特別教育(2日間)  
学科 6月5日(水)  
実技 6月6日(木)
- ⑥ 安全管理者等安全担当者研修  
6月13日(木)
- ⑦ アーク溶接業務特別教育(3日間)  
学科 6月18日(火)・19日(水)AM  
実技 6月19日(水)PM・20日(木)
- ⑧ フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育  
7月4日(木)
- ⑨ 職長・安全衛生責任者教育(2日間)  
7月24日(水)・25日(木)
- ⑩ 職長・安全衛生責任者教育(2日間)  
8月8日(木)・9日(金)
- ⑪ フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育  
8月22日(木)
- ⑫ 自由研削用といし取替業務特別教育  
9月5日(木)

- ⑬ 5トン未満クレーン運転業務特別教育(2日間)  
学科 9月14日(土)  
実技 9月15日(日)AM又はPM
- ⑭ 衛生管理者等衛生担当者研修  
9月26日(木)
- ⑮ リスクアセスメント担当者研修  
10月8日(火)
- ⑯ 安全管理者選任時研修(2日間)  
10月16日(水)・17日(木)
- ⑰ 特定粉じん作業特別教育  
11月7日(木)
- ⑱ 化学物質管理者講習に準ずる講習  
11月14日(木)
- ⑲ K Y T(危険予知訓練)研修  
11月21日(木)
- ⑳ フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育  
11月28日(木)
- ㉑ 電気(低圧)取扱業務特別教育  
12月4日(水)
- ㉒ 足場の組み立て等業務特別教育  
12月12日(木)
- ㉓ 労務管理研修会  
令和 7 年 2 月 13 日(木)

なお、上記の講習会等の開催及び開催時期については変更することがありますので下記にお問い合わせ下さい。

【受付・問合せ先】  
倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3階  
(一社)鳥取県労働基準協会中部支部  
TEL・FAX兼用 (0858)22-9054

第 83 回

# 全国産業安全衛生大会

変化する時代に 変化する働き方 安全・健康・平和な未来

令和 6 年  
開催期間 **11.13** ~ **15** (11月)

会 場 広島県立総合体育館(グリーンアリーナ)  
広島国際会議場 (広島県広島市)

同時開催 緑十字展 2024 広島県立広島産業会館

中央労働安全衛生協会 教育センター 事務局  
 TEL : 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/takai/2024/>  
主催：中央労働安全衛生協会  
協賛：広島県労働基準協会 協賛：鳥取県労働基準協会(鳥取県)

**JISHA 中災防**  
日本労働安全衛生協会